令和5年郡山市議会9月定例会追加提案理由

(令和5年10月18日)

ただいま、追加提出いたしました議案1件について、御説明を申し上げます。

議案第165号「業務委託契約の変更について(追認)」は、「東北本線安積 永盛・郡山間大黒橋補修工事の施行に関する業務委託契約」が地方自治法第96 条第1項第5号及び「郡山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処 分に関する条例」第2条の規定に基づく議会の議決に付すべき契約であるため、 2020(令和2)年3月5日に議決いただき、同年5月13日に3億8,078万9,200 円で締結しました。

その後、議会の議決を経ずに、契約の相手方である「東日本旅客鉄道株式会社」との協議により、本年3月27日に契約金額を2,204万2,348円減額し、**3億**5,874万6,852円とする変更契約を締結しました。

議会の議決を経て締結した契約の変更については、平成5年6月23日議決「市長の専決処分事項指定に関する件」に定める専決処分に該当するものを除き、同法第96条第1項第5号及び同条例第2条に基づく議会の議決を得る必要があることから、変更契約の有効性を確保するため、改めて議会の議決を求めるものであります。

こうした事態を招いたことは、誠に遺憾であり、市民並びに議員の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、今後は予防体制を整え、併せてチェック体制の強化等改善を図り、再発防止に万全を期してまいります。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由と いたします。

以上